

- 1 企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、()を提供するものでなければならない。
- 2 企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、()を作成しなければならない。
- 3 ()と()とを明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない。

企業会計原則

会計 問題 1

A

()であって、その発生が()に起因し、()、かつ、その金額を()ことができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。(中略)
発生の可能性の低い偶発事象に係る費用又は損失については、引当金を計上することはできない。

企業会計原則

会計 問題 6

A

- 4 企業会計は、財務諸表によって、利害関係者に対し必要な会計事実を()し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。
- 5 企業会計は、その処理の原則及び手続を毎期()し、みだりにこれを変更してはならない。

企業会計原則

会計 問題 2

A

委託販売については、受託者が委託品を()をもって売上収益の実現の日とする。従って、決算手続中に仕切精算書が到達すること等により決算日までに販売された事実が明らかとなったものについては、これを当期の売上収益に計上しなければならない。ただし、仕切精算書が販売のつど送付されている場合には、当該()をもって売上収益の実現の日とみなすことができる。

企業会計原則

会計 問題 7

A

- 6 企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて()な会計処理をしなければならない。
- 7 株主総会提出のため、信用目的のため、租税目的のため等種々の目的のために異なる形式の財務諸表を作成する必要がある場合、それらの内容は、信頼しうる()に基づいて作成されたものであって、政策の考慮のために事実の真実な表示をゆがめてはならない。

企業会計原則

会計 問題 3

A

試用販売については、得意先が買取りの()することによって売上が実現するのであるから、それまでは、当期の売上高に計上してはならない。

企業会計原則

会計 問題 8

A

すべての費用及び収益は、その()及び()に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない。ただし、()は、原則として、当期の損益計算に計上してはならない。
前払費用及び前受収益は、これを当期の損益計算から()し、未払費用及び未収収益は、当期の損益計算に()しなければならない。

企業会計原則

会計 問題 4

A

予約販売については、予約金受取額のうち、決算日までに商品の()又は役務の給付が完了した分だけを当期の売上高に計上し、残額は貸借対照表の負債の部に記載して次期以後に繰延べなければならない。
割賦販売については、商品等を()をもって売上収益の実現の日とする。(中略)
販売基準に代えて、割賦金の()の()又は()をもって売上収益実現の日とすることも認められる。

企業会計原則

会計 問題 9

A

貸借対照表は、企業の()を明らかにするため、貸借対照表日におけるすべての資産、負債及び資本(現在は純資産)を記載し、株主、債権者その他の利害関係者にこれを正しく表示するものでなければならない。
ただし、()に従って処理された場合に生じた簿外資産及び簿外負債は、貸借対照表の記載外におくことができる。

企業会計原則

会計 問題 5

A

受取手形、売掛金、貸付金その他の債権の貸借対照表価額は、取得価額から貸倒見積高に基づいて算定された()を控除した金額とする。ただし、債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債権金額との差額の性格が()と認められるときは、()に基づいて算定された価額から貸倒見積高に基づいて算定された()を控除した金額としなければならない。

金融商品

会計 問題 10

A

(将来の特定の費用又は損失)であって、その発生が(当期以前の事象)に起因し、(発生の可能性が高く)、かつ、その金額を(合理的に見積る)ことができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。(中略)

発生の可能性の低い偶発事象に係る費用又は損失については、引当金を計上することはできない。

【企業会計原則 注解 注18】

A

会計 6 解答

- 1 企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、(真実な報告)を提供するものでなければならない。
- 2 企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、(正確な会計帳簿)を作成しなければならない。
- 3 (資本取引)と(損益取引)とを明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない。

【企業会計原則 第1 一般原則 1、2、3】

A

会計 1 解答

委託販売については、受託者が委託品を(販売した日)をもって売上収益の実現の日とする。従って、決算手続中に仕切精算書が到達すること等により決算日までに販売された事実が明らかとなったものについては、これを当期の売上収益に計上しなければならない。ただし、仕切精算書が販売のつど送付されている場合には、当該(仕切精算書が到達した日)をもって売上収益の実現の日とみなすことができる。

【企業会計原則 注解 注6 (1)】

A

会計 7 解答

- 4 企業会計は、財務諸表によって、利害関係者に対し必要な会計事実を(明瞭に表示)し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。
- 5 企業会計は、その処理の原則及び手続を毎期(継続して適用)し、みだりにこれを変更してはならない。

【企業会計原則 第1 一般原則 4、5】

A

会計 2 解答

試用販売については、得意先が買取りの(意思を表示)することによって売上が実現するのであるから、それまでは、当期の売上高に計上してはならない。

【企業会計原則 注解 注6 (2)】

A

会計 8 解答

- 6 企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて(適当に健全)な会計処理をしなければならない。
- 7 株主総会提出のため、信用目的のため、租税目的のため等種々の目的のために異なる形式の財務諸表を作成する必要がある場合、それらの内容は、信頼しうる(会計記録)に基づいて作成されたものであって、政策の考慮のために事実の真実な表示をゆがめてはならない。

【企業会計原則 第1 一般原則 6、7】

A

会計 3 解答

予約販売については、予約金受取額のうち、決算日までに商品の(引渡し)又は役務の給付が完了した分だけを当期の売上高に計上し、残額は貸借対照表の負債の部に記載して次期以後に繰延べなければならない。

割賦販売については、商品等を(引渡した日)をもって売上収益の実現の日とする。(中略)

販売基準に代えて、割賦金の(回収期限)の(到来の日)又は(入金の日)をもって売上収益実現の日とすることも認められる。

【企業会計原則 注解 注6 (3)、(4)】

A

会計 9 解答

すべての費用及び収益は、その(支出)及び(収入)に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない。ただし、(未実現収益)は、原則として、当期の損益計算に計上してはならない。

前払費用及び前受収益は、これを当期の損益計算から(除去)し、未払費用及び未収収益は、当期の損益計算に(計上)しなければならない。

【企業会計原則 第2 損益計算書原則 1 A】

A

会計 4 解答

受取手形、売掛金、貸付金その他の債権の貸借対照表価額は、取得価額から貸倒見積高に基づいて算定された(貸倒引当金)を控除した金額とする。ただし、債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債権金額との差額の性格が(金利の調整)と認められるときは、(償却原価法)に基づいて算定された価額から貸倒見積高に基づいて算定された(貸倒引当金)を控除した金額としなければならない。

【金融商品に関する会計基準 14】

A

会計 10 解答

貸借対照表は、企業の(財政状態)を明らかにするため、貸借対照表日におけるすべての資産、負債及び資本(現在は純資産)を記載し、株主、債権者その他の利害関係者にこれを正しく表示するものでなければならない。

ただし、(正規の簿記の原則)に従って処理された場合に生じた簿外資産及び簿外負債は、貸借対照表の記載外におくことができる。

【企業会計原則 第3 貸借対照表原則 1】

A

会計 5 解答

時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券は、()をもって貸借対照表価額とし、評価差額は()として処理する。

子会社株式及び関連会社株式は、()をもって貸借対照表価額とする。

その他有価証券は、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は()により、全部純資産直入法又は部分純資産直入法で処理する。

金融商品

会計 問題 11

A

通常の販売目的で保有する棚卸資産は、()をもって貸借対照表価額とし、期末における()が取得原価よりも下落している場合には、当該()をもって貸借対照表価額とする。

この場合において、取得原価と当該()との差額は当期の費用として処理する。

棚卸資産

会計 問題 16

A

満期まで所有する意図をもって保有する社債その他の債券は、()をもって貸借対照表価額とする。

ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、()に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。

金融商品

会計 問題 12

A

通常の販売目的で保有する棚卸資産について、収益性の低下による簿価切下額(前期に計上した簿価切下額を戻し入れる場合には、当該戻入額相殺後の額)は()とするが、棚卸資産の製造に関連し不可避免的に発生すると認められるときには製造原価として処理する。また、収益性の低下に基づく簿価切下額が、臨時の事象に起因し、かつ、多額であるときには、()に計上する。

棚卸資産

会計 問題 17

A

満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券のうち、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、()をもって貸借対照表価額とし、評価差額は()として処理しなければならない。

金融商品

会計 問題 13

A

トレーディング目的で保有する棚卸資産については、()に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額(評価差額)は、()として処理する。

トレーディング目的で保有する棚卸資産に係る損益は、原則として、()で()に表示する。

棚卸資産

会計 問題 18

A

時価を把握することが極めて困難と認められる株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は()として処理しなければならない。

金融商品

会計 問題 14

A

資産又は資産グループから得られる()の総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識する。

減損損失を認識するかどうかを判定するために割引前将来キャッシュ・フローを見積る期間は、資産の経済的残存使用年数又は資産グループ中の主要な資産の経済的残存使用年数と()年のいずれか()方とする。

減損会計

会計 問題 19

A

ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで()において繰り延べる方法による。

ただし、ヘッジ対象である資産又は負債に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識することもできる。

なお、純資産の部に計上されるヘッジ手段に係る損益又は評価差額については、()を適用しなければならない。

金融商品

会計 問題 15

A

減損損失を認識すべきであると判定された資産又は資産グループについては、帳簿価額を()まで減額し、当該減少額を()として当期の損失とする。

減損損失を認識するかどうかの判定と減損損失の測定において行われる資産のグルーピングは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す()で行う。

減損会計

会計 問題 20

A

通常の販売目的で保有する棚卸資産は、(取得原価)をもって貸借対照表価額とし、期末における(正味売却価額)が取得原価よりも下落している場合には、当該(正味売却価額)をもって貸借対照表価額とする。

この場合において、取得原価と当該(正味売却価額)との差額は当期の費用として処理する。

【棚卸資産の評価に関する会計基準 7】

A

会計 16 解答

通常の販売目的で保有する棚卸資産について、収益性の低下による簿価切下額(前期に計上した簿価切下額を戻し入れる場合には、当該戻入額相殺後の額)は(売上原価)とするが、棚卸資産の製造に関連し不可避的に発生すると認められるときには製造原価として処理する。また、収益性の低下に基づく簿価切下額が、臨時の事象に起因し、かつ、多額であるときには、(特別損失)に計上する。

【棚卸資産の評価に関する会計基準 17】

A

会計 17 解答

トレーディング目的で保有する棚卸資産については、(市場価格)に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額(評価差額)は、(当期の損益)として処理する。

トレーディング目的で保有する棚卸資産に係る損益は、原則として、(純額)で(売上高)に表示する。

【棚卸資産の評価に関する会計基準 15、19】

A

会計 18 解答

資産又は資産グループから得られる(割引前将来キャッシュ・フロー)の総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識する。

減損損失を認識するかどうかを判定するために割引前将来キャッシュ・フローを見積る期間は、資産の経済的残存使用年数又は資産グループ中の主要な資産の経済的残存使用年数と(20)年のいずれか(短い)方とする。

【固定資産の減損に係る会計基準 二 2 (1)、(2)】

A

会計 19 解答

減損損失を認識すべきであると判定された資産又は資産グループについては、帳簿価額を(回収可能価額)まで減額し、当該減少額を(減損損失)として当期の損失とする。

減損損失を認識するかどうかの判定と減損損失の測定において行われる資産のグルーピングは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す(最小の単位)で行う。

【固定資産の減損に係る会計基準 二 3、6 (1)】

A

会計 20 解答

時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券は、(時価)をもって貸借対照表価額とし、評価差額は(当期の損益)として処理する。

子会社株式及び関連会社株式は、(取得原価)をもって貸借対照表価額とする。

その他有価証券は、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は(洗い替え方式)により、全部純資産直入法又は部分純資産直入法で処理する。

【金融商品に関する会計基準 15、17、18】

A

会計 11 解答

満期まで所有する意図をもって保有する社債その他の債券は、(取得原価)をもって貸借対照表価額とする。

ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、(償却原価法)に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。

【金融商品に関する会計基準 16】

A

会計 12 解答

満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券のうち、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、(時価)をもって貸借対照表価額とし、評価差額は(当期の損失)として処理しなければならない。

【金融商品に関する会計基準 20】

A

会計 13 解答

時価を把握することが極めて困難と認められる株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は(当期の損失)として処理しなければならない。

【金融商品に関する会計基準 21】

A

会計 14 解答

ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで(純資産の部)において繰り延べる方法による。

ただし、ヘッジ対象である資産又は負債に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識することもできる。

なお、純資産の部に計上されるヘッジ手段に係る損益又は評価差額については、(税効果会計)を適用しなければならない。

【金融商品に関する会計基準 32】

A

会計 15 解答

減損処理を行った資産については、減損損失を控除した()に基づき減価償却を行う。

減損処理を行った資産の貸借対照表における表示は、原則として、減損処理前の取得原価から減損損失を直接控除し、控除後の金額をその後の()とする形式で行う。

減損損失は、原則として、()とする。

減損損失の()は、行わない。

減損会計

A

会計 問題 21

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合には、ファイナンス・リース取引と判定される。

(1) ()基準

解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値が、当該リース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額(見積現金購入価額)の概ね()パーセント以上であること

(2) ()基準

解約不能のリース期間が、当該リース物件の経済的耐用年数の概ね()パーセント以上であること

リース会計

A

会計 問題 26

回収可能価額とは、資産又は資産グループの()と()のいずれか()方の金額をいう。

()とは、資産又は資産グループの時価から処分費用見込額を控除して算定される金額をいう。

()とは、資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値をいう。

減損会計

A

会計 問題 22

市場販売目的のソフトウェアである製品マスターの制作費は、()に該当する部分を除き、()として計上しなければならない。ただし、製品マスターの()に要した費用は、資産として計上してはならない。

市場販売目的のソフトウェアについては、最初に製品化された製品マスターの完成までの費用及び製品マスター又は購入したソフトウェアに対する()に要した費用が研究開発費に該当する。

研究開発費等

A

会計 問題 27

ファイナンス・リース取引については、通常の()に係る方法に準じて会計処理を行う。

借手は、リース取引開始日に、通常の()に係る方法に準じた会計処理により、リース物件とこれに係る債務を()及び()として計上する。

貸手は、リース取引開始日に、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理により、所有権移転ファイナンス・リース取引については()として、所有権移転外ファイナンス・リース取引については()として計上する。

リース会計

A

会計 問題 23

市場販売目的のソフトウェア及び自社利用のソフトウェアを資産として計上する場合には、()の区分に計上しなければならない。

()として計上したソフトウェアの取得原価は、当該ソフトウェアの性格に応じて、()に基づく償却方法その他合理的な方法により償却しなければならない。

ただし、毎期の償却額は、()に基づく均等配分額を下回ってはならない。

研究開発費等

A

会計 問題 28

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却費は、()に適用する減価償却方法と同一の方法により算定する。

また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却費は、原則として、()を耐用年数とし、残存価額を()として算定する。

リース会計

A

会計 問題 24

退職給付債務は、退職により見込まれる退職給付の総額(以下「退職給付見込額」という。)のうち、()までに発生している額を割り引いて計算する。

勤務費用は、退職給付見込額のうち()に発生したと認められる額を割り引いて計算する。利息費用は、期首の退職給付債務に()を乗じて計算する。

期待運用収益は、期首の年金資産の額に合理的に期待される()を乗じて計算する。

退職給付会計

A

会計 問題 29

「ファイナンス・リース取引」とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を()することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件からもたらされる()を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。

リース会計

A

会計 問題 25

退職給付見込額のうち期末までに発生したと認められる額は、次のいずれかの方法を選択適用して計算する。この場合、いったん採用した方法は、原則として、継続して適用しなければならない。

(1) ()

退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法

(2) ()

退職給付制度の給付算定式に従って各勤務期間に帰属させた給付に基づき見積った額を、退職給付見込額の各期の発生額とする方法

退職給付会計

A

会計 問題 30

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合には、ファイナンス・リース取引と判定される。

- (1) (現在価値)基準
 解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値が、当該リース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額(見積現金購入価額)の概ね(90)パーセント以上であること
- (2) (経済的耐用年数)基準
 解約不能のリース期間が、当該リース物件の経済的耐用年数の概ね(75)パーセント以上であること
- 【リース取引に関する会計基準の適用指針 9】

A

会計 26 解答

減損処理を行った資産については、減損損失を控除した(帳簿価額)に基づき減価償却を行う。

減損処理を行った資産の貸借対照表における表示は、原則として、減損処理前の取得原価から減損損失を直接控除し、控除後の金額をその後の(取得原価)とする形式で行う。

減損損失は、原則として、(特別損失)とする。

減損損失の(戻入れ)は、行わない。

【固定資産の減損に係る会計基準 三 1、2、四 1、2】

A

会計 21 解答

市場販売目的のソフトウェアである製品マスターの制作費は、(研究開発費)に該当する部分を除き、(資産)として計上しなければならない。ただし、製品マスターの(機能維持)に要した費用は、資産として計上してはならない。

市場販売目的のソフトウェアについては、最初に製品化された製品マスターの完成までの費用及び製品マスター又は購入したソフトウェアに対する(著しい改良)に要した費用が研究開発費に該当する。

【研究開発費等に係る会計基準 四 2、注解 注3】

A

会計 27 解答

回収可能価額とは、資産又は資産グループの(正味売却価額)と(使用価値)のいずれか(高い)方の金額をいう。

(正味売却価額)とは、資産又は資産グループの時価から処分費用見込額を控除して算定される金額をいう。

(使用価値)とは、資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値をいう。

【固定資産の減損に係る会計基準 注解(注1) 1、2、4】

A

会計 22 解答

市場販売目的のソフトウェア及び自社利用のソフトウェアを資産として計上する場合には、(無形固定資産)の区分に計上しなければならない。

(無形固定資産)として計上したソフトウェアの取得原価は、当該ソフトウェアの性格に応じて、(見込販売数量)に基づく償却方法その他合理的な方法により償却しなければならない。

ただし、毎期の償却額は、(残存有効期間)に基づく均等配分額を下回ってはならない。

【研究開発費等に係る会計基準 四 4、5】

A

会計 28 解答

ファイナンス・リース取引については、通常の(売買取引)に係る方法に準じて会計処理を行う。

借手は、リース取引開始日に、通常の(売買取引)に係る方法に準じた会計処理により、リース物件とこれに係る債務を(リース資産)及び(リース債務)として計上する。

貸手は、リース取引開始日に、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理により、所有権移転ファイナンス・リース取引については(リース債権)として、所有権移転外ファイナンス・リース取引については(リース投資資産)として計上する。

【リース取引に関する会計基準 9、10、13】

A

会計 23 解答

退職給付債務は、退職により見込まれる退職給付の総額(以下「退職給付見込額」という。)のうち、(期末)までに発生していると認められる額を割り引いて計算する。

勤務費用は、退職給付見込額のうち(当期)に発生したと認められる額を割り引いて計算する。利息費用は、期首の退職給付債務に(割引率)を乗じて計算する。

期待運用収益は、期首の年金資産の額に合理的に期待される(収益率)を乗じて計算する。

【退職給付に関する会計基準 16、17、21、23】

A

会計 29 解答

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却費は、(自己所有の固定資産)に適用する減価償却方法と同一の方法により算定する。

また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却費は、原則として、(リース期間)を耐用年数とし、残存価額を(ゼロ)として算定する。

【リース取引に関する会計基準 12】

A

会計 24 解答

退職給付見込額のうち期末までに発生したと認められる額は、次のいずれかの方法を選択適用して計算する。この場合、いったん採用した方法は、原則として、継続して適用しなければならない。

- (1)(期間定額基準)
 退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法
- (2)(給付算定式基準)
 退職給付制度の給付算定式に従って各勤務期間に帰属させた給付に基づき見積った額を、退職給付見込額の各期の発生額とする方法

【退職給付に関する会計基準 19】

A

会計 30 解答

「ファイナンス・リース取引」とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を(解除)することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件からもたらされる(経済的利益)を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。

【リース取引に関する会計基準 5】

A

会計 25 解答

退職給付債務から年金資産の額を控除した額(以下「積立状況を示す額」という。)を()として計上する。ただし、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には、()として計上する。

積立状況を示す額について、負債となる場合は「()」等の適当な科目をもって固定負債に計上し、資産となる場合は「()」等の適当な科目をもって固定資産に計上する。

退職給付会計

会計 問題 31

A

資産除去債務に対応する除去費用は、資産除去債務を負債として計上した時に、当該負債の計上額と同額を、関連する()の帳簿価額に加える。

資産計上された資産除去債務に対応する除去費用は、()を通じて、当該有形固定資産の残存耐用年数にわたり、各期に費用配分する。

時の経過による資産除去債務の調整額は、その発生時の()として処理する。当該調整額は、期首の負債の帳簿価額に当初負債計上時の()を乗じて算定する。

資産除去債務

会計 問題 36

A

数理計算上の差異の当期発生額及び過去勤務費用の当期発生額のうち、費用処理されない部分(()及び()となる。)については、()に含めて計上する。

当期に発生した未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用(中略)については、その他の包括利益に「()」等の適当な科目をもって、一括して計上する。

退職給付会計

会計 問題 32

A

資産除去債務は、貸借対照表日後1年以内にその履行が見込まれる場合を除き、()の区分に資産除去債務等の適切な科目名で表示する。貸借対照表日後1年以内に資産除去債務の履行が見込まれる場合には、()の区分に表示する。

資産計上された資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額は、損益計算書上、当該資産除去債務に関連する有形固定資産の()と同じ区分に含めて計上する。

資産除去債務

会計 問題 37

A

数理計算上の差異は、原則として各期の発生額について、予想される退職時から現在までの平均的な期間(以下「()」という。)以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する。また、当期に発生した未認識数理計算上の差異は()を調整の上、()を通じて純資産の部に計上する。

退職給付会計

会計 問題 33

A

時の経過による資産除去債務の調整額は、損益計算書上、当該資産除去債務に関連する有形固定資産の()と同じ区分に含めて計上する。

資産除去債務の履行時に認識される資産除去債務残高と資産除去債務の決済のために実際に支払われた額との差額は、損益計算書上、原則として、当該資産除去債務に対応する()に係る費用配分額と同じ区分に含めて計上する。

資産除去債務

会計 問題 38

A

過去勤務費用は、原則として各期の発生額について、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する。また、当期に発生した未認識過去勤務費用は()を調整の上、()を通じて純資産の部に計上する。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額に「()」等の適当な科目をもって計上する。

退職給付会計

会計 問題 34

A

取得した自己株式は、()をもって純資産の部の株主資本から控除する。

自己株式処分差益は、()に計上する。

自己株式処分差損は、()から減額する。

自己株式を消却した場合には、消却手続が完了したときに、消却の対象となった自己株式の帳簿価額を()から減額する。

自己株式の取得、処分及び消却に関する付随費用は、損益計算書の()に計上する。

自己株式

会計 問題 39

A

資産除去債務は、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって発生した時に()として計上する。

資産除去債務の発生時に、当該債務の金額を合理的に見積ることができない場合には、これを計上せず、当該債務額を()に見積ることができるようになった時点で()として計上する。

資産除去債務はそれが発生したときに、有形固定資産の除去に要する割引前の将来キャッシュ・フローを見積り、()の金額で算定する。

資産除去債務

会計 問題 35

A

ストック・オプションを付与し、これに応じて企業が従業員等から取得するサービスは、その取得に応じて()として計上し、対応する金額を、ストック・オプションの権利の行使又は失効が確定するまでの間、貸借対照表の純資産の部に()として計上する。

ストック・オプション

会計 問題 40

A

資産除去債務に対応する除去費用は、資産除去債務を負債として計上した時に、当該負債の計上額と同額を、関連する(有形固定資産)の帳簿価額に加える。

資産計上された資産除去債務に対応する除去費用は、(減価償却)を通じて、当該有形固定資産の残存耐用年数にわたり、各期に費用配分する。

時の経過による資産除去債務の調整額は、その発生時の(費用)として処理する。当該調整額は、期首の負債の帳簿価額に当初負債計上時の(割引率)を乗じて算定する。

【資産除去債務に関する会計基準 7、9】

A

会計 36 解答

資産除去債務は、貸借対照表日後1年以内にその履行が見込まれる場合を除き、(固定負債)の区分に資産除去債務等の適切な科目名で表示する。貸借対照表日後1年以内に資産除去債務の履行が見込まれる場合には、(流動負債)の区分に表示する。

資産計上された資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額は、損益計算書上、当該資産除去債務に関連する有形固定資産の(減価償却費)と同じ区分に含めて計上する。

【資産除去債務に関する会計基準 12、13】

A

会計 37 解答

時の経過による資産除去債務の調整額は、損益計算書上、当該資産除去債務に関連する有形固定資産の(減価償却費)と同じ区分に含めて計上する。

資産除去債務の履行時に認識される資産除去債務残高と資産除去債務の決済のために実際に支払われた額との差額は、損益計算書上、原則として、当該資産除去債務に対応する(除去費用)に係る費用配分額と同じ区分に含めて計上する。

【資産除去債務に関する会計基準 14、15】

A

会計 38 解答

取得した自己株式は、(取得原価)をもって純資産の部の株主資本から控除する。

自己株式処分差益は、(その他資本剰余金)に計上する。

自己株式処分差損は、(その他資本剰余金)から減額する。

自己株式を消却した場合には、消却手続が完了したときに、消却の対象となった自己株式の帳簿価額を(その他資本剰余金)から減額する。

自己株式の取得、処分及び消却に関する付随費用は、損益計算書の(営業外費用)に計上する。

【自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準 7、9、10、11、14】

A

会計 39 解答

ストック・オプションを付与し、これに応じて企業が従業員等から取得するサービスは、その取得に応じて(費用)として計上し、対応する金額を、ストック・オプションの権利の行使又は失効が確定するまでの間、貸借対照表の純資産の部に(新株予約権)として計上する。

【ストック・オプション等に関する会計基準 4】

A

会計 40 解答

退職給付債務から年金資産の額を控除した額(以下「積立状況を示す額」という。)を(負債)として計上する。ただし、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には、(資産)として計上する。

積立状況を示す額について、負債となる場合は「(退職給付に係る負債)」等の適当な科目をもって固定負債に計上し、資産となる場合は「(退職給付に係る資産)」等の適当な科目をもって固定資産に計上する。

【退職給付に関する会計基準 13、27】

A

会計 31 解答

数理計算上の差異の当期発生額及び過去勤務費用の当期発生額のうち、費用処理されない部分((未認識数理計算上の差異)及び(未認識過去勤務費用)となる。)については、(その他の包括利益)に含めて計上する。

当期に発生した未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用(中略)については、その他の包括利益に「(退職給付に係る調整額)」等の適当な科目をもって、一括して計上する。

【退職給付に関する会計基準 15、29】

A

会計 32 解答

数理計算上の差異は、原則として各期の発生額について、予想される退職時から現在までの平均的な期間(以下「(平均残存勤務期間)」という。)以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する。また、当期に発生した未認識数理計算上の差異は(税効果)を調整の上、(その他の包括利益)を通じて純資産の部に計上する。

【退職給付に関する会計基準 24】

A

会計 33 解答

過去勤務費用は、原則として各期の発生額について、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する。また、当期に発生した未認識過去勤務費用は(税効果)を調整の上、(その他の包括利益)を通じて純資産の部に計上する。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額に「(退職給付に係る調整累計額)」等の適当な科目をもって計上する。

【退職給付に関する会計基準 25、27】

A

会計 34 解答

資産除去債務は、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって発生した時に(負債)として計上する。

資産除去債務の発生時に、当該債務の金額を合理的に見積ることができない場合には、これを計上せず、当該債務額を(合理的)に見積ることができるようになった時点で(負債)として計上する。

資産除去債務はそれが発生したときに、有形固定資産の除去に要する割引前の将来キャッシュ・フローを見積り、(割引後)の金額で算定する。

【資産除去債務に関する会計基準 4、5、6】

A

会計 35 解答

ストック・オプションが権利行使され、これに対して新株を発行した場合には、新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対応する部分を()に振り替える。

権利不行使による失効が生じた場合には、新株予約権として計上した額のうち、当該失効に対応する部分を()として計上する。この会計処理は、当該失効が確定した期に行う。

ストック・オプション

会計 問題 41

A

【償却原価法における償却額の換算】

外貨建金銭債権債務及び外貨建債券について償却原価法を適用する場合における償却額は、外国通貨による償却額を()により円換算した額による。

【その他有価証券に属する債券の換算差額の処理】

その他有価証券に属する債券については、外国通貨による時価を決算時の為替相場で換算した金額のうち、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を()とし、それ以外の換算差額については()として処理することができる。

外貨建取引等

会計 問題 46

A

株主資本等変動計算書に表示される各項目の当期首残高及び当期末残高は、前期及び当期の貸借対照表の()における各項目の期末残高と整合したものでなければならない。

なお、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」に従って遡及処理を行った場合には、表示期間のうち最も古い期間の株主資本等変動計算書の期首残高に対する、表示期間より前の期間の()を区分表示するとともに、()の期首残高を記載する。

株主資本等変動計算書

会計 問題 42

B

【在外支店の財務諸表項目の換算】

在外支店における外貨建取引については、原則として、()と同様に処理する。

収益及び費用(収益性負債の収益化額及び費用性資産の費用化額を除く。)の換算については、()によることができる。

外貨建取引等

会計 問題 47

A

一時差異とは、貸借対照表及び連結貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得計算上の資産及び負債の金額との差額をいう。

一時差異には、当該一時差異が解消するときその期の課税所得を減額する効果を持つ()と、当該一時差異が解消するときその期の課税所得を増額する効果を持つ()とがある。

税効果会計

会計 問題 43

A

【在外子会社の財務諸表項目の換算】

資産及び負債については、()の為替相場による円換算額を付する。

親会社による株式の取得時における資本に属する項目については、()の為替相場による円換算額を付する。

親会社による株式の取得後に生じた資本に属する項目については、当該項目の()の為替相場による円換算額を付する。

外貨建取引等

会計 問題 48

A

一時差異等に係る税金の額は、将来の会計期間において()又は()が見込まれない税金の額を除き、繰延税金資産又は繰延税金負債として計上しなければならない。繰延税金資産については、将来の()の見込みについて()を行わなければならない。

繰延税金資産と繰延税金負債の差額を期首と期末で比較した増減額は、当期に納付すべき法人税等の()として計上しなければならない。

税効果会計

会計 問題 44

A

【在外子会社の財務諸表項目の換算】

収益及び費用については、原則として()による円換算額を付する。ただし、決算時の為替相場による円換算額を付すことを妨げない。なお、親会社との取引による収益及び費用の換算については、親会社が換算に用いる為替相場による。この場合に生じる差額は当期の()として処理する。

貸借対照表の換算によって生じた換算差額については、()として貸借対照表の資本(現在、純資産)の部に記載する。

外貨建取引等

会計 問題 49

A

外貨建取引は、原則として、()の為替相場による円換算額をもって記録する。

外国通貨及び外貨建金銭債権債務については、()の為替相場による円換算額を付する。決算時における換算によって生じた換算差額は、原則として、当期の()として処理する。

外貨建金銭債権債務の決済に伴って生じた損益は、原則として、当期の()として処理する。

外貨建取引等

会計 問題 45

A

【工事収益総額の信頼性をもった見積り】

信頼性をもって工事収益総額を見積るためには、工事契約において当該工事についての()があることが必要である。「()」とは、当事者間で実質的に合意された対価の額に関する定め、対価の決済条件及び決済方法に関する定めをいう。

【工事原価総額の信頼性をもった見積り】

信頼性をもって工事原価総額を見積るためには、工事原価の事前の見積りと実績を対比することにより、適時・適切に工事原価総額の()の見直しが行われることが必要である。

工事契約

会計 問題 50

A

[償却原価法における償却額の換算]

外貨建金銭債権債務及び外貨建債券について償却原価法を適用する場合における償却額は、外国通貨による償却額を(期中平均相場)により円換算した額による。

[その他有価証券に属する債券の換算差額の処理]

その他有価証券に属する債券については、外国通貨による時価を決算時の為替相場で換算した金額のうち、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を(評価差額)とし、それ以外の換算差額については(為替差損益)として処理することができる。

【外貨建取引等会計処理基準 注解9、10】

A

会計 46 解答

ストック・オプションが権利行使され、これに対して新株を発行した場合には、新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対応する部分を(払込資本)に振り替える。

権利不行使による失効が生じた場合には、新株予約権として計上した額のうち、当該失効に対応する部分を(利益)として計上する。この会計処理は、当該失効が確定した期に行う。

【ストック・オプション等に関する会計基準 8、9】

A

会計 41 解答

[在外支店の財務諸表項目の換算]

在外支店における外貨建取引については、原則として、(本店)と同様に処理する。

収益及び費用(収益性負債の収益化額及び費用性資産の費用化額を除く。)の換算については、(期中平均相場)によることができる。

【外貨建取引等会計処理基準 二】

A

会計 47 解答

株主資本等変動計算書に表示される各項目の当期首残高及び当期末残高は、前期及び当期の貸借対照表の(純資産の部)における各項目の期末残高と整合したものでなければならない。

なお、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」に従って遡及処理を行った場合には、表示期間のうち最も古い期間の株主資本等変動計算書の期首残高に対する、表示期間より前の期間の(累積的影響額)を区分表示するとともに、(遡及処理後)の期首残高を記載する。

【株主資本等変動計算書に関する会計基準 5】

B

会計 42 解答

[在外子会社の財務諸表項目の換算]

資産及び負債については、(決算時)の為替相場による円換算額を付する。

親会社による株式の取得時における資本に属する項目については、(株式取得時)の為替相場による円換算額を付する。

親会社による株式の取得後に生じた資本に属する項目については、当該項目の(発生時)の為替相場による円換算額を付する。

【外貨建取引等会計処理基準 三】

A

会計 48 解答

一時差異とは、貸借対照表及び連結貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得計算上の資産及び負債の金額との差額をいう。

一時差異には、当該一時差異が解消するときその期の課税所得を減額する効果を持つ(将来減算一時差異)と、当該一時差異が解消するときその期の課税所得を増額する効果を持つ(将来加算一時差異)とがある。

【税効果会計に係る会計基準 第二 一 2、3】

A

会計 43 解答

[在外子会社の財務諸表項目の換算]

収益及び費用については、原則として(期中平均相場)による円換算額を付する。ただし、決算時の為替相場による円換算額を付すことを妨げない。なお、親会社との取引による収益及び費用の換算については、親会社が換算に用いる為替相場による。この場合に生じる差額は当期の(為替差損益)として処理する。

貸借対照表の換算によって生じた換算差額については、(為替換算調整勘定)として貸借対照表の資本(現在、純資産)の部に記載する。【外貨建取引等会計処理基準 三】

A

会計 49 解答

一時差異等に係る税金の額は、将来の会計期間において(回収)又は(支払)が見込まれない税金の額を除き、繰延税金資産又は繰延税金負債として計上しなければならない。繰延税金資産については、将来の(回収)の見込みについて(毎期見直し)を行わなければならない。

繰延税金資産と繰延税金負債の差額を期首と期末で比較した増減額は、当期に納付すべき法人税等の(調整額)として計上しなければならない。

【税効果会計に係る会計基準 第二 二 1、3】

A

会計 44 解答

[工事収益総額の信頼性をもった見積り]

信頼性をもって工事収益総額を見積るためには、工事契約において当該工事についての(対価の定め)があることが必要である。「(対価の定め)」とは、当事者間で実質的に合意された対価の額に関する定め、対価の決済条件及び決済方法に関する定めをいう。

[工事原価総額の信頼性をもった見積り]

信頼性をもって工事原価総額を見積るためには、工事原価の事前の見積りと実績を対比することにより、適時・適切に工事原価総額の見積りの見直しが行われることが必要である。

【工事契約に関する会計基準 11、12】

A

会計 50 解答

外貨建取引は、原則として、(取引発生時)の為替相場による円換算額をもって記録する。

外国通貨及び外貨建金銭債権債務については、(決算時)の為替相場による円換算額を付する。決算時における換算によって生じた換算差額は、原則として、当期の(為替差損益)として処理する。

外貨建金銭債権債務の決済に伴って生じた損益は、原則として、当期の(為替差損益)として処理する。

【外貨建取引等会計処理基準 一 1、2、3】

A

会計 45 解答

連結キャッシュ・フロー計算書が対象とする資金の範囲は、()とする。

- ()とは、()及び()をいう。
()には、例えば、当座預金、普通預金、通知預金が含まれる。
- ()とは、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない()をいう。
()には、例えば、取得日から満期日又は償還日までの期間が()カ月以内の短期投資である()等が含まれる。

工事契約

工事契約について、工事原価総額等が工事収益総額を超過する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、その超過すると見込まれる額(以下「工事損失」という。)のうち、当該工事契約に関して既に計上された損益の額を控除した残額を、工事損失が見込まれた期の損失として処理し、()を計上する。

()の繰入額は()に含め、()の残高は、貸借対照表に()として計上する。なお、同一の工事契約に関する棚卸資産と()がともに計上されることとなる場合には、貸借対照表の表示上、()して表示することができる。

会計 問題 51

A

会計 問題 56

A

利息及び配当金に係るキャッシュ・フローは、次のいずれかの方法により記載する。

- 受取利息、受取配当金及び支払利息は「()活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、支払配当金は「()活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する方法
- 受取利息及び受取配当金は「()活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、支払利息及び支払配当金は「()活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する方法

連結会計

連結貸借対照表の作成にあたっては、支配獲得日において、子会社の資産及び負債のすべてを()により評価する方法()により評価する。

子会社の資産及び負債の時価による評価額と当該資産及び負債の個別貸借対照表上の金額との差額(以下「評価差額」という。)は、子会社の()とする。

親会社の子会社に対する投資とこれに対応する子会社の資本は、相殺消去する。

- (1) 親会社の子会社に対する投資の金額は、()による。(以下、省略)

会計 問題 52

A

会計 問題 57

A

資産とは、過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している()をいう。

負債とは、過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している()を放棄もしくは引き渡す義務、またはその同等物をいう。ここでいう義務の同等物には、()に準じるものが含まれる。(以下省略)

包括利益

「その他の包括利益」とは、包括利益のうち当期純利益に含まれない部分をいう。

連結財務諸表におけるその他の包括利益には、()に係る部分と()に係る部分が含まれる。

会計 問題 53

A

会計 問題 58

A

【包括利益の計算の表示】

当期純利益に()の内訳項目を加減して包括利益を表示する。

包括利益

収益とは、純利益または非支配株主損益を増加させる項目であり、特定期間の期末までに生じた資産の()や負債の()に見合う額のうち、()から解放された部分である。

費用とは、純利益または非支配株主損益を減少させる項目であり、特定期間の期末までに生じた資産の()や負債の()に見合う額のうち、()から解放された部分である。

会計 問題 54

A

会計 問題 59

A

その他の包括利益の内訳項目は、税効果を()の金額で表示する。ただし、各内訳項目を税効果を()の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を()する。

包括利益

純利益とは、特定期間の期末までに生じた純資産の変動額(報告主体の所有者である株主、子会社の非支配株主等の所有者との()による部分を除く。)のうち、その期間中にリスクから解放された()であって、報告主体の所有者に帰属する部分をいう。

包括利益のうち、投資のリスクから()を除き、過年度に計上された包括利益のうち期中に投資のリスクから()を加え(リサイクリング)、非支配株主損益を控除すると、純利益が求められる。

会計 問題 55

B

会計 問題 60

A

連結キャッシュ・フロー計算書が対象とする資金の範囲は、**(現金及び現金同等物)**とする。

- 1 (現金)とは、(手許現金)及び(要求払預金)をいう。
(要求払預金)には、例えば、当座預金、普通預金、通知預金が含まれる。
- 2 (現金同等物)とは、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない(短期投資)をいう。
(現金同等物)には、例えば、取得日から満期日又は償還日までの期間が(3)カ月以内の短期投資である(定期預金)等が含まれる。

【連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準 第二 一 1、2、注解1、2】

A

会計 56 解答

工事契約について、工事原価総額等が工事収益総額を超過する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、その超過すると見込まれる額(以下「工事損失」という。)のうち、当該工事契約に関して既に計上された損益の額を控除した残額を、工事損失が見込まれた期の損失として処理し、(工事損失引当金)を計上する。
(工事損失引当金)の繰入額は(売上原価)に含め、(工事損失引当金)の残高は、貸借対照表に(流動負債)として計上する。なお、同一の工事契約に関する棚卸資産と(工事損失引当金)がともに計上されることとなる場合には、貸借対照表の表示上、(相殺)して表示することができる。

【工事契約に関する会計基準 19、21】

A

会計 51 解答

利息及び配当金に係るキャッシュ・フローは、次のいずれかの方法により記載する。

- 1 受取利息、受取配当金及び支払利息は「(営業)活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、支払配当金は「(財務)活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する方法
- 2 受取利息及び受取配当金は「(投資)活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、支払利息及び支払配当金は「(財務)活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する方法

【連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準 第二 二 3】

A

会計 57 解答

連結貸借対照表の作成にあたっては、支配獲得日において、子会社の資産及び負債のすべてを(支配獲得日の時価)により評価する方法(全面時価評価法)により評価する。

子会社の資産及び負債の時価による評価額と当該資産及び負債の個別貸借対照表上の金額との差額(以下「評価差額」という。)は、子会社の(資本)とする。

親会社の子会社に対する投資とこれに対応する子会社の資本は、相殺消去する。

- (1) 親会社の子会社に対する投資の金額は、(支配獲得日の時価)による。(以下、省略)

【連結財務諸表に関する会計基準 20、21、23】

A

会計 52 解答

資産とは、過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している(経済的資源)をいう。

負債とは、過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している(経済的資源)を放棄もしくは引き渡す義務、またはその同等物をいう。ここでいう義務の同等物には、(法律上の義務)に準じるものが含まれる。(以下省略)

【討議資料 財務会計の概念フレームワーク 第3章 本文 4、5】

A

会計 58 解答

「その他の包括利益」とは、包括利益のうち当期純利益に含まれない部分をいう。

連結財務諸表におけるその他の包括利益には、(親会社株主)に係る部分と(非支配株主)に係る部分が含まれる。

【包括利益の表示に関する会計基準 5】

A

会計 53 解答

収益とは、純利益または非支配株主損益を増加させる項目であり、特定期間の期末までに生じた資産の(増加)や負債の(減少)に見合う額のうち、(投資のリスク)から解放された部分である。

費用とは、純利益または非支配株主損益を減少させる項目であり、特定期間の期末までに生じた資産の(減少)や負債の(増加)に見合う額のうち、(投資のリスク)から解放された部分である。

【財務会計の概念フレームワーク

第3章 本文 13、15 一部改題】

A

会計 59 解答

【包括利益の計算の表示】

当期純利益に(その他の包括利益)の内訳項目を加減して包括利益を表示する。

【包括利益の表示に関する会計基準 6】

A

会計 54 解答

純利益とは、特定期間の期末までに生じた純資産の変動額(報告主体の所有者である株主、子会社の非支配株主等の所有者との(直接的な取引)による部分を除く。)のうち、その期間中にリスクから解放された(投資の成果)であって、報告主体の所有者に帰属する部分をいう。

包括利益のうち、投資のリスクから(解放されていない部分)を除き、過年度に計上された包括利益のうち期中に投資のリスクから(解放された部分)を加え(リサイクリング)、非支配株主損益を控除すると、純利益が求められる。

【財務会計の概念フレームワーク 第3章 本文 9、12 一部改題】

A

会計 60 解答

その他の包括利益の内訳項目は、税効果を(控除した後)の金額で表示する。ただし、各内訳項目を税効果を(控除する前)の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を(注記)する。

【包括利益の表示に関する会計基準 8】

B

会計 55 解答

「会計方針の変更」とは、従来採用していた一般に()と認められた会計方針から他の一般に()と認められた会計方針に変更することをいう。

「表示方法の変更」とは、従来採用していた一般に()と認められた表示方法から他の一般に()と認められた表示方法に変更することをいう。

「会計上の見積りの変更」とは、()となった情報に基づいて、過去に財務諸表を作成する際に行った会計上の見積りを変更することをいう。

会計 問題 61

A

会計上の変更

- 1 固定資産を購入によって取得した場合には、購入代金に()を加えて取得原価とする。購入に際して値引又は()を受けたときには、これを購入代金から控除する。
- 2 贈与その他無償で取得した資産については、()をもって取得原価とする。
- 3 固定資産を自家建設した場合には、適正な原価計算基準に従って()を計算し、これに基づいて取得原価を計算する。建設に要する借入資本の利子で()の期間に属するものは、これを取得原価に算入することができる。

会計 問題 66

A

有形固定資産

会計方針の変更に関する原則的な取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更の場合
会計基準等に特定の経過的な取扱いが定められていない場合には、新たな会計方針を過去の期間のすべてに()する。会計基準等に特定の経過的な取扱いが定められている場合には、その()に従う。
- (2) (1)以外の正当な理由による会計方針の変更の場合
新たな会計方針を過去の期間のすべてに()する。

会計 問題 62

A

会計上の変更

- 1 減価償却と区別される費用配分方法に、森林等の()に適用される()がある。
- 2 同種の物品が多数集まって1つの全体を構成し、老朽品の部分的取替を繰り返すことにより全体が維持される固定資産に対しては、部分的取替に要する費用を()支出として処理する()を採用することができる。

会計 問題 67

A

有形固定資産

財務諸表の表示方法を変更した場合には、原則として表示する過去の財務諸表について、新たな表示方法に従い()を行う。

会計上の見積りの変更は、当該変更が変更期間のみに影響する場合には、当該変更期間に会計処理を行い、当該変更が将来の期間にも影響する場合には、()にわたり会計処理を行う。

会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合については、会計上の見積りの変更と同様に取り扱い、()は行わない。

会計 問題 63

A

会計上の変更

- 1 棚卸資産の評価において、製造業における原材料等のように()の方が把握しやすく、正味売却価額が当該()に歩調を合わせて動く想定される場合には、継続して適用することを条件として、()にすることができる。
- 2 繰延税金資産又は繰延税金負債の金額は、()又は()が行われると見込まれる期の税率に基づいて計算するものとする。
- 3 法人税等の税率の変更があったこと等により繰延税金資産及び繰延税金負債の金額を修正した場合には、修正差額を()に加減して処理するものとする。

会計 問題 68

A

その他

「共通支配下の取引」とは、結合当事企業(又は事業)のすべてが、企業結合の前後で同一の株主により最終的に()され、かつ、その()が一時的ではない場合の企業結合をいう。親会社と子会社の合併及び子会社同士の合併は、共通支配下の取引に含まれる。

共同支配企業の形成及び共通支配下の取引以外の企業結合は()となる。

会計 問題 64

B

企業結合

- 1 転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理は、()または()のいずれかによる。
- 2 転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債の発行者側の会計処理は、()による。
- 3 転換社債型新株予約権付社債の取得者側の会計処理は、()による。
- 4 転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債の取得者側の会計処理は、()による。

会計 問題 69

A

その他

被取得企業又は取得した事業の取得原価は、原則として、取得の対価(支払対価)となる財の()で算定する。支払対価が現金以外の資産の引渡し、負債の引受け又は株式の交付の場合には、支払対価となる財の()と被取得企業又は取得した事業の()のうち、より高い信頼性をもって測定可能な()で算定する。

会計 問題 65

B

企業結合

- 1 ()とは、原則として、本店、支店、事業部等の企業内部における独立した会計単位相互間の内部取引から生ずる未実現の利益をいう。従って、会計単位内部における原材料、半製品等の振替から生ずる()は内部利益ではない。
- 2 剰余金の配当を行う場合、配当計算上は、最低()の純資産額を維持しなければならない。
- 3 自己株式の処分や消却の会計処理の結果、その他資本剰余金の残高が負の値となった場合には、()において、その他資本剰余金を零とし、当該負の値をその他利益剰余金()から減額する。

会計 問題 70

A

その他

有形固定資産

- 1 固定資産を購入によって取得した場合には、購入代金に(付随費用)を加えて取得原価とする。購入に際して値引又は(割引)を受けたときには、これを購入代金から控除する。
【連続意見書第三 第一 四 1】
- 2 贈与その他無償で取得した資産については、(公正な評価額)をもって取得原価とする。【企業会計原則 第三 五 F】
- 3 固定資産を自家建設した場合には、適正な原価計算基準に従って(製造原価)を計算し、これに基づいて取得原価を計算する。建設に要する借入資本の利子で(稼働前)の期間に属するものは、これを取得原価に算入することができる。
【連続意見書第三 第一 四 2】

A

会計 66 解答

有形固定資産

- 1 減価償却と区別される費用配分方法に、森林等の(減耗性資産)に適用される(減耗償却)がある。
【連続意見書第三 第一 六 2】
- 2 同種の物品が多数集まって1つの全体を構成し、老朽品の部分的取替を繰り返すことにより全体が維持される固定資産に対しては、部分的取替に要する費用を(収益的)支出として処理する(取替法)を採用することができる。
【連続意見書第三 第一 七 1】

A

会計 67 解答

その他

- 1 棚卸資産の評価において、製造業における原材料等のように(再調達原価)の方が把握しやすく、正味売却価額が当該(再調達原価)に歩調を合わせて動く想定される場合には、継続して適用することを条件として、(再調達原価)によることができる。【棚卸資産の評価に関する会計基準 10】
- 2 繰延税金資産又は繰延税金負債の金額は、(回収)又は(支払)が行われると見込まれる期の税率に基づいて計算するものとする。【税効果会計に係る会計基準第二 二 2】
- 3 法人税等の税率の変更があったこと等により繰延税金資産及び繰延税金負債の金額を修正した場合には、修正差額を(法人税等調整額)に加減して処理するものとする。
【税効果会計に係る会計基準注解 注 7】

A

会計 68 解答

その他

- 1 転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理は、(一括法)または(区分法)のいずれかによる。
【金融商品に関する会計基準 36】
- 2 転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債の発行者側の会計処理は、(区分法)による。
【金融商品に関する会計基準 38】
- 3 転換社債型新株予約権付社債の取得者側の会計処理は、(一括法)による。
【金融商品に関する会計基準 37】
- 4 転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債の取得者側の会計処理は、(区分法)による。
【金融商品に関する会計基準 39】

A

会計 69 解答

その他

- 1 (内部利益)とは、原則として、本店、支店、事業部等の企業内部における独立した会計単位相互間の内部取引から生ずる未実現の利益をいう。従って、会計単位内部における原材料、半製品等の振替から生ずる(振替損益)は内部利益ではない。
【企業会計原則注解 注 11】
- 2 剰余金の配当を行う場合、配当計算上は、最低(300万円)の純資産額を維持しなければならない。【会社法 第458条】
- 3 自己株式の処分や消却の会計処理の結果、その他資本剰余金の残高が負の値となった場合には、(会計期間末)において、その他資本剰余金を零とし、当該負の値をその他利益剰余金(繰越利益剰余金)から減額する。
【自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準 12】

A

会計 70 解答

会計上の変更

「会計方針の変更」とは、従来採用していた一般に(公正妥当)と認められた会計方針から他の一般に(公正妥当)と認められた会計方針に変更することをいう。

「表示方法の変更」とは、従来採用していた一般に(公正妥当)と認められた表示方法から他の一般に(公正妥当)と認められた表示方法に変更することをいう。

「会計上の見積りの変更」とは、(新たに入手可能)となった情報に基づいて、過去に財務諸表を作成する際に行った会計上の見積りを変更することをいう。

【会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準 4 (5)、(6)、(7)】

A

会計 61 解答

会計上の変更

会計方針の変更に関する原則的な取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更の場合
会計基準等に特定の経過的な取扱いが定められていない場合には、新たな会計方針を過去の期間のすべてに(遡及適用)する。会計基準等に特定の経過的な取扱いが定められている場合には、その(経過的な取扱い)に従う。
- (2) (1)以外の正当な理由による会計方針の変更の場合
新たな会計方針を過去の期間のすべてに(遡及適用)する。
【会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準 6】

A

会計 62 解答

会計上の変更

財務諸表の表示方法を変更した場合には、原則として表示する過去の財務諸表について、新たな表示方法に従い(財務諸表の組替え)を行う。

会計上の見積りの変更は、当該変更が変更期間のみに影響する場合には、当該変更期間に会計処理を行い、当該変更が将来の期間にも影響する場合には、(将来)にわたり会計処理を行う。

会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合については、会計上の見積りの変更と同様に取り扱い、(遡及適用)は行わない。

【会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準 14、17、19】

A

会計 63 解答

企業結合

「共通支配下の取引」とは、結合当事企業(又は事業)のすべてが、企業結合の前後で同一の株主により最終的に(支配)され、かつ、その(支配)が一時的ではない場合の企業結合をいう。親会社と子会社の合併及び子会社同士の合併は、共通支配下の取引に含まれる。

共同支配企業の形成及び共通支配下の取引以外の企業結合は(取得)となる。

【企業結合に関する会計基準 16、17】

B

会計 64 解答

企業結合

被取得企業又は取得した事業の取得原価は、原則として、取得の対価(支払対価)となる財の(企業結合日における時価)で算定する。支払対価が現金以外の資産の引渡し、負債の引受け又は株式の交付の場合には、支払対価となる財の(時価)と被取得企業又は取得した事業の(時価)のうち、より高い信頼性をもって測定可能な(時価)で算定する。

【企業結合に関する会計基準 23】

B

会計 65 解答